

法廷相互行為を通訳する ～法廷通訳人の役割再考～

吉田 理加

(西語通訳者・立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科博士後期課程 S)

This paper explores a possibility of re-defining the role of court interpreters from two different perspectives of intercultural communication and linguistic anthropology. It first identifies a gap between a) awareness toward communication, language use, and interpretation and b) practice of the court participants, such as judges and interpreters. Then, it demonstrates that the awareness most shared by court participants is that of the “conduit model,” in which interpreters are situated between two monolingual participants of different languages, and are understood as a mere machine or conduit with no right to participate in the interaction. In practice, however, the interaction mediated by a court interpreter creates two quasi-autonomous discourses under different social and cultural constraints. That is, interpreters are the only ones who participate in both discourses, and, they are, indeed, NOT functioning as a mere conduit, but they try to render “compensatory translation” in order to translate the whole of the speech event. Based on the analysis and insights above, the paper suggests that the role of court interpreters should not be delimited to translating what has been said, since communication is mostly defined by what has not been said.

1. はじめに

刑事裁判は、参加者がそれぞれの公的・職業的役割を遂行しながら、検察官・弁護人により示された証拠に基づき、裁判官が事実を認定し、それに法を適用し、被告人に対する判決が下される場である。これらの裁判のプロセスがおもに言語を用いて行なわれる「言語行為」であることは、従来からの(ミクロ)語用論¹においても指摘されている(Austin, 1975)。換言すれば、法廷では単に事実に関する情報がやりとりされるだけではなく、検察官が被告人を非難したり、被告人が

YOSHIDA Rika, “Interpreting Court Interaction—Redefining the Role of Court Interpreters.”

Interpretation Studies, No. 7, December 2007, Pages 19-38.

(c) 2007 by the Japan Association for Interpretation Studies

反省の気持ちを表し、罪を認め、謝罪したりするなど、さまざまな「相互行為（コミュニケーション）」²が、おもに言語を用いて行われていると言える。

法廷通訳を含むコミュニティ通訳が実践で果たしている役割を、社会学的・言語人類学的枠組みで研究した Wadensjö (1998) や Angelelli (2000, 2004) らは、通訳者は相互行為において「見える」存在であるとし、通訳を「社会的な行為」と捉え、通訳行為を通訳を介した相互行為や相互行為が生起する社会との関連で分析・研究する重要性を指摘している。換言すれば、コミュニケーションというのは、情報の伝達がなされるだけではなく、さまざまな行為や出来事が、社会、文化、歴史的環境で、参与者間の権力関係、イデオロギー、アイデンティティなどをも指標しながら生起するものとみなし、通訳者もコミュニケーションの主体であると捉えている。しかしながら、伝統的には通訳者の役割は導管やチャンネルのように発話のみを言語コード変換する翻訳機械や、目に見えない「黒衣（黒子）」（鳥飼，2007）だとみなされてきた。筆者が実施したインタビューでも数名の通訳人が「コミュニケーションの機械」や「透明な存在」になることが理想的だと述べている。つまり、通訳者の役割に関しては、言語メッセージのみをそのまま正確に伝達するというコミュニケーションの「導管モデル」(cf. Reddy, 1979)に根ざした考えが一般に広く支持を得つつけているのである。

そこで、Wadensjö (ibid.) や Angelelli (ibid.) の視座を踏襲して、法廷通訳人の役割に関する参与者の意識（規範）と実践の間の乖離を記述し、法廷通訳人の役割を再考するための新たな知見を提供する目的で、法廷参与者のインタビュー談話ならびに法廷観察記録の談話分析を行う。談話分析の枠組みとして2つのコミュニケーションモデルを用いる。1つ目は、通訳者を目に見えない「導管」だとみなすフレームを生起させる「導管モデル」である。このモデルの根底には、言語形式が意味を内包しており、コミュニケーションは情報の伝達だとみるコミュニケーション観が存在する。2つ目は、「導管モデル」では捨象されてしまう行為や出来事としてのコミュニケーションを記述するために用いられる「出来事モデル (event model)」(Hymes, 1964, 1972; 小山, 2005; Silverstein, 1976) である。そして、「導管モデル」が法廷通訳人の規範的役割を示唆しており、「出来事モデル」が法廷相互行為における実際の役割を記述するものと位置づける。その上で、相互行為を社会的状況において規定する働きを有している「フレーム」(Goffman, 1974) の概念を用い、通訳を介した相互行為と参与者の意識をより広い社会・文化的コンテクストとの関連で分析する。そして、現実との乖離が指摘されている導管フレームに依拠した通訳人の規範的役割が、なぜ今だ広く支持されているのかを考察するなど、法廷通訳人の役割について異文化コミュニケーション⁴の視点から再考する。このようにして、法廷通訳人が情報の伝達だけではなく、社会的環境に根ざした法廷相互行為をいかに訳出しているかを実証的に示したい。

2. 相互行為としての通訳研究

伝統的な通訳研究の関心は、会議の同時通訳の認知プロセスや通訳者養成に焦点化されていた。しかし、1990年代以降、医療、行政、司法などのコミュニティ通訳の領域が関心を集めるようになってくるにつれ、社会言語学、社会学、心理言語学、言語人類学、語用論等の知見に基づく研究が増え、通訳者を「導管」のような透明な存在ではなく、相互行為の進行に影響を与える参与者とみなす研究が数多くなされてきた。

Angelelli (2004, pp. 13-14) は、通訳者の役割に関する意識が、1980年代以降、「導管」から「異文化コミュニケーションのパートナー」、「相互行為の相互構築者」、そして究極的には「コミュニケーションの主体」へと変化していったと指摘している。これは、上述の通訳研究における関心の推移とも呼応している。また、Angelelli (2004) は、会議、医療、法廷通訳者たち自身の役割に関する意識を調査し、調査対象の医療通訳者のほぼ全員が自身を「見える」存在とみなしている実態を明らかにし、医療通訳者は非対照的な権力関係や社会・文化的背景知識の差異を考慮に入れ、言語のみならず文化の訳出にも従事していることを報告している。さらに、通訳が介在する相互行為のコンテクストが異なれば、通訳者の役割も異なり (Angelelli, 2000)、医療通訳者が自らを見える存在だと位置づける割合が高いのに対し、法廷通訳や会議通訳は自らを見えない「導管」だと認識している割合が高いことも示している。しかし、日本の状況は異なり、医療通訳を含むコミュニティ通訳全般の規範的役割は「中立」であることが当然視されているため、通訳者が目に「見える」参与者となることは一般的には受容されていない (鳥飼, 2007, p. 360)。

Wadensjö (1998) は、伝統的な通訳者の規範的役割は、言語形式に意味が内包されているとみなす導管メタファー (Reddy, 1979) の影響を多大に受けている点を強調し、通訳者の規範的役割は、相互行為の進行に関与することなく、情報をそのまま伝達することであると考えられていると指摘している。しかし、実際の相互行為では、参与者は情報伝達以外にも、ジョークを言ったり、議論をしたり、「行為」をしている。よって通訳を介した会話を社会的な相互行為として、「活動 (activity)」とみなすことが重要であると述べている。また、Wadensjö (ibid.) は、通訳者がコミュニケーションの「必要悪」と捉えられ、できる限り通訳者の存在が透明になるよう求められがちなのは、単一言語使用のコミュニケーションが「無標」であると考えられている西洋啓蒙主義思想に根付くイデオロギーが存在するためだと説明している。したがって、単一言語使用の「無標」の相互行為では存在しない通訳者が、コミュニケーションの本来の姿を歪めてしまう権力をもった存在だと認識されている傾向があると指摘している。そして、啓蒙主義思想家たちが、共通の論理的な普遍言語でもって国家統一をはかろうとして以来、人はあ

る言語を母語とし、国内では1つの共通言語が存在するという単一言語社会が標準とされてきた歴史を振り返っている。その上で、このような単一言語社会というイデオロギーから脱却し、2ヶ国語以上を話す人々が多数存在する現実社会が多言語社会である現状を見据え、通訳を介したコミュニケーション自体をコミュニケーションの無標の形態として分析する重要性を説いた。Wadensjö (ibid.) はこのような前提に立ち、Goffman (1981) の参与枠組みを用いてコミュニティ通訳が介在する相互行為の談話分析を行った。分析の結果、通訳者がコミュニケーションスキルを駆使して相互行為に参加しており、「意味」は相互行為で交渉され、共同で構築されていくものであることが示された。

通訳者が相互行為の主体として参加している現状を明らかにした研究は他にも多数存在する。Roy (2000) は手話通訳を介した教師と学生の相互行為を談話分析し、通訳者が発話者交替をスムーズに進行させ、相互行為の司会進行役を担っている様子を記述した。法廷通訳の領域では、Berk-Seligson (2002) は、被告人や証人が見えない存在のはずの法廷通訳人に対して答えている証人尋問の事例や、法廷通訳人がポライトネスやフォーマリティのレベルをシフトさせて訳出している事例を報告し、法廷通訳人が法廷相互行為の正式参加者としてコミュニケーションの進行に影響を与えていることを明らかにした。

通訳者は相互行為の主体であると報告しているこれらの研究が示唆しているのは、通訳が介在する相互行為では、通訳者以外の参加者間の相互行為以外にも、通訳者とそれぞれの参加者間で相互行為が生起しているという状況である。つまり、原発言と通訳者の訳出は原発言の「写し」ではなく、訳出自体が異なるコンテキストに埋め込まれた「第2のテキスト」(Wadensjö, 1998, p. 9) となっているという点である。要するに、通訳者は訳出行為を行なうことにより、異なる言語・社会・文化を指標する新たな相互行為を産み出しているのである。それ故、通訳が介在する相互行為では、少なくとも2つの異なる相互行為が(半)自律的に展開している。したがって、双方の相互行為に参加することができる唯一の人物である通訳者は、これらの2つの相互行為ができるだけ緊密な関係性を保ちつつ並行に展開していくように、さまざまな工夫を施しているのである。

本節では、通訳を介する相互行為を包括的に研究対象とし、通訳者を相互行為の主体であることを示した先行研究を概観した。次節では、本稿で談話分析の枠組みとして用いる導管モデルと出来事モデルを説明し、それぞれのフレームで想定される法廷通訳人の役割を対照させながら見ていくことにする。

3. コミュニケーションモデルと法廷相互行為

上述したとおり、通訳というのは社会的な行為であり、通訳者は相互行為の主体であることが数多くの研究で明らかにされているにもかかわらず、通訳者を目

に見えない「導管」とみなす導管モデル的なコミュニケーション観、通訳観、言語観が一般に広く支持されている。本節では、談話分析の枠組みとして「導管」と「出来事」の2つのコミュニケーションモデルから生起する「フレーム」を用いる。そこで、まずこれらのコミュニケーションモデルとフレーム（Goffman, 1974）の概念をここで定義しておく。

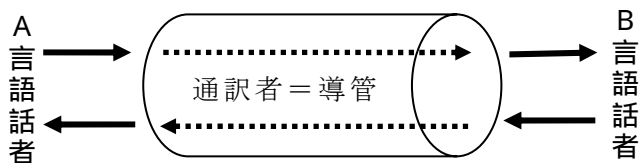
導管モデルは、通訳人を透明な導管と見立て、命題内容を言語コード変換してそのまま伝達するとみなすものである。これは、「伝聞的性質の情報は認めない」という法廷の規範的なコンテキストに合致するコミュニケーション観を表わすモデルである（3.1 参照）。一方で、出来事モデルは、特定の社会・文化的コンテキストに規定されながら、常に動的に変化し展開していくコミュニケーション行為や出来事を記述するためのモデルであり、通訳人を法廷相互行為の参与者として位置づけ、その実際に果たしている役割を分析することを可能とするモデルである（3.2 参照）。通訳人を中心に据えた通訳モデルを用いないのは、本稿の関心が社会的行為としての通訳にあるためである。つまり、通訳行為の実践のみではなく、通訳行為がなされる法廷出来事を分析単位とし、その場にあるマイクロコンテキストのみならず、社会・文化体系、信条などのマクロコンテキストをも包括的に視野に入れ、コミュニケーションというダイナミックな現象が分析可能なモデルを採択することが必要であるとの理由によるものである（Angelelli, 2004; Pöchhaker, 2004, p. 86; Roy, 2000; Wadensjö, 1998）。

3.1 導管モデル

導管モデル（図 1）は、異なる言語の話者の間に双方の言語に通じている通訳者が透明な導管のように存在し、A 言語のメッセージを B 言語へ、またはその逆に、言語コードが変換されることによって訳出がなされ、メッセージが伝達されるというコミュニケーション観を表している。通訳者を導管とみなすこのモデルは、言語形式が意味を内包しており、言われたことがそのまま相手に伝わり、理解されるという機械的なコミュニケーション観を有している。つまり、語られずに前提化されていることは重要視されず、また、言語が使用される社会・文化的環境や参与者のアイデンティティや権力関係などのコンテキストも捨象されている。導管モデルで通訳者が“non-person”（Goffman, 1990）や「黒衣（黒子）」として目に見えない透明な存在として捉えられているのは、会議通訳者がブースに入り目に見えない存在であったことに由来するとも考えられるが、それに加えて、通訳者がいかなる解釈・追加・修正・削除を行うことをも否定し、通訳者の役割を逐語訳に限定してきた法廷通訳に由来すると思われる（Morris, 1995）。Laster & Taylor (1994) はこのような導管モデル的な通訳観を legal fiction と呼び、伝聞的性質の発言が許容されない法廷という特殊なコンテキスト要因に起因する法廷イ

デオロギーであると指摘している (Pöchhaker, 2004, p. 147)。この導管モデル的コミュニケーション観、言語観、通訳観は、通訳人を透明な存在と位置づけることで通訳人の中立性が担保され、証言の法的信憑性が保証されると考える法律家に広く共有されているモデルであり、通訳人側にも規範的役割として意識されているモデルである (Morris, 1995; Wadensjö, 1998, p. 45)。また、導管モデルでは通訳人は透明な存在で相互行為の進行に影響を与えない存在とみなされるため、相互行為の結果起きた出来事に対して通訳人が責任を負わされることはなく、通訳人にとっての安全が保障されているモデルだとも言える (Angelelli, 2004, p. 22)。

図 1 導管モデル (Reddy, 1979)

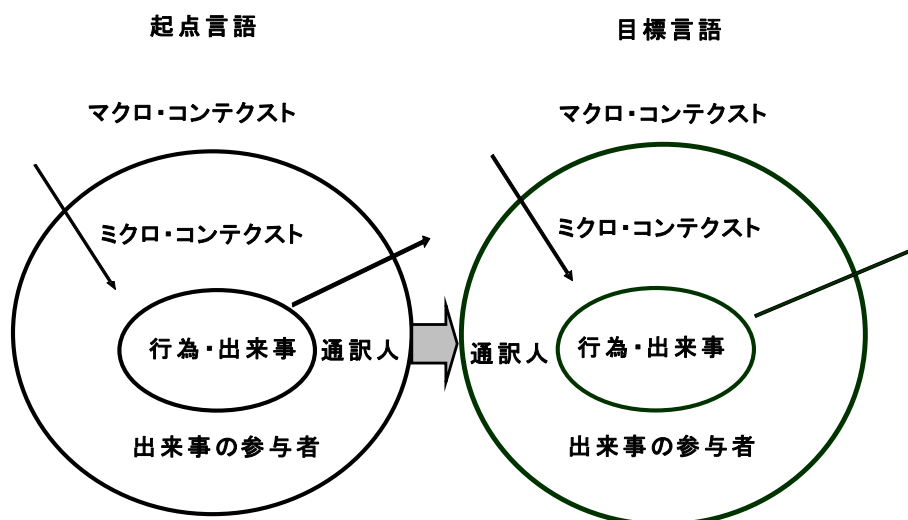


3.2 出来事モデル

出来事モデル (図 2) とは、実際に生起するコミュニケーションを社会記号論的な現象として記述したコミュニケーションモデルである。これは、コミュニケーションを社会的な行為・出来事と捉える。したがって、関心の対象は「話し手・聞き手・メッセージ」という社会や文化等のコンテキストから切り離された単体ではなく、社会において語用的規範やルールのもとで行われる発話出来事 (speech event) (Hymes, 1972, p. 56) 全体に広げられている。出来事モデルは、もともとは記号論を言語学に接合したヤコブソンの 6 機能モデル (Jakobson, 1960) が、その後、言語人類学において、デル・ハイムズ、マイケル・シルヴァスティン、ビル・ハンクス、ジョン・ルーシーなどにより、ことばと社会、文化、歴史、認識・心理を記述・分析する基礎理論として受け継がれ展開されているものである (小山, 2006)。コミュニケーションの多層的で動的な現象を記述する複雑なモデルであるため、本稿ではその基本的な特徴を説明するにとどめる⁵。

出来事モデルでは、コミュニケーションとは、その「基点」(オリゴ・発話出来事を中心・deictic center) を中心に、ほぼ無限に同心円状に広がる地平 (指標野 [indexical field]) において展開するものである。参加者は、特定の社会的状況で社会的責任を付与されうる「行為者」(agent) として相互行為に参加し、「意味」は相互作用を通してコンテキストに照らし合わせて規定されるものだと捉える。つまり、出来事モデルでは、通訳者も相互行為において責任のある参加者とみなされる。コミュニケーションを社会的な行為・出来事と捉えるこのモデル

図2 出来事モデル (Hymes,1964,1972; Silverstein,1992; 小山, 2005)



では、コンテキストを、マクロコンテキスト（歴史、社会・文化的背景、信念体系、イデオロギー、参加者の帰属集団・権力関係等）からマイクロコンテキスト（参加者、場、アイデンティティ等）まで多層的に捉え、前の発話も、次の発話が行われる時にはコンテキストとなり前提的に指標される。このようにコンテキストは多層的で動的であり、コミュニケーションはこのようなコンテキスト化作用の連鎖であり、さらに、参加者の行為は、個人の意図によるものというよりは、社会的な制約によって規定されるものだと捉える点が特徴である（Duranti, 1997）。さらに、出来事モデルでは、コミュニケーションには、「言われること（言及指示機能）」と「なされること（相互行為・社会指標機能）」の2つの側面があり、言語使用（語用）は、命題内容を伝達するだけでなく、信条、感情、アイデンティティ、権力関係などを示したり前提化したりする作用があると捉える（Duranti, *ibid.*, p. 37）。

出来事モデルを通して通訳を介した相互行為を分析すると、起点言語と目標言語の談話はそれぞれ異なるマクロコンテキストを有した異なる出来事であることが明らかになり、通訳者は異なる言語で同じ「意味」を伝達するという伝統的で一般的な考えが、いかに現実から乖離しているかがわかる（Angelelli, 2004, p. 41）。また、通訳者を参加者であるとみなすことにより、通訳を介した相互行為は、通訳を介さない相互行為とは異なるコンテキストや特徴を有したコミュニケーションの形態であり、相互行為に参加することにより「意味」の構築に通訳者も責任を有していることが明らかになる。

本稿では、導管モデルと出来事モデルがそれぞれのフレームを生起させ、コミュニケーションで起きていることを解釈したり、参加者の行為を規定していると

いう前提にたち、談話分析を行なう。そこで、本稿で用いるフレームの定義について簡略に述べておく。

本稿が依拠するゴフマンのフレーム (Goffman, 1974) は、「いま、ここ」で起きている出来事が入っている「箱 (枠)」のようなものである。その「枠」を通して相互行為を「みる」ことにより、参加者を含めた人々は、その場で起きていることが何であるのか (たとえば、叩き合っている行為が「喧嘩」なのか、遊びで「じゃれ合っている」だけなのか等) を解釈することができる。フレームは、また、相互行為に対してメタレベルで作動し、参加者の行為を社会的状況において規定するよう働く「相互行為のフレーム」でもある。ゴフマンはフレームを「相互行為場面において状況は社会的規制に制御されており、その制御原理が参加者の適切な行為を決定させる。その制御原理のこと」と定義している (Goffman, *ibid.*, pp. 10-11) [日本語訳引用者]。一般的に、相互行為においては複数のフレームが多層的に生起していて、相互行為の進行に伴いフレームもシフトしていく。フレームのシフトは、談話の話題の変化、語り口調の変化、非言語要素など、フッティングのシフトを示す現象によっても引き起こされる。

本稿では、上述したとおり、本節で紹介したコミュニケーションモデルが前提とするコミュニケーション観・通訳観・言語観によっていかなるフレームが生起し、参加者の行為が規定されているかを分析する。

3.3 法廷相互行為と通訳

法廷で行われている裁判はおもに言語を用いて行われる言語行為であり、コミュニケーションの一種である。コミュニケーションとは、現代の語用論や言語人類学の理解によれば、前項で説明した出来事モデルに表されているように、現実の諸相を表象するだけでなく、個人・集団・状況・物を、他の個人・集団・状況や物、つまり他のコンテクストと結びつけるものである (Duranti, 1997, p. 37)。意味は慣習的規則によって常に規定されているのではなく、コミュニケーションの記号的作用 (指標性)⁶により、出来事がコンテクストを前提的に指標することによりある効果が生起し、それが創出的指標⁷として「意味」を規定していくものだという性質を持つ (小山, 2005; Silverstein, 1976, 1992)。換言すれば、コミュニケーションは情報を伝達するのみならず、社会・文化的背景、参加者の権力関係、イデオロギー、アイデンティティなどが刻々とコンテクストを変容させながらさまざまな行為が行われるものであり、語られたことのみならず、語られなかったことも前提化されることにより意味の解釈を規定していくのである。この意味で、コミュニケーションは語られないことに根ざしているとも言われている (メイ, 2005)。

当然、法廷での裁判も、コミュニケーションの一種であるため上述の特徴を

有する。同時に、法律家と一般人という非対照的な権力関係の参加者を有し、裁判所という国の機関で制度化された手続きがなされ、参加者の公的役割があらかじめ決められており、発言の一部が定例化されているなどといった性格も有する。言い換えると、刑事裁判は、日本の法曹界の文化・信条・体系がマクロなフレーム（Goffman, 1974）として作動して参加者の行為を規定している出来事であり、法規範が前提的に指標されると同時に、「法廷相互行為儀礼」が支配的イデオロギーとして参加者の公的自己呈示などの行動を規定するフレームを作動させている法曹界の「儀礼」だと考えられる。よって、法律家はこれらの「法廷儀礼秩序」や裁判で用いられる法律言語レジスターを内面化・身体化しているが、外国人被告人や証人といった非法律家の参加者たちは、必ずしも「法廷儀礼秩序」や法律言語レジスターに慣れ親しんでいないことから、法廷においては非対称的な権力関係が生起していると想定される。

これらを通訳研究の視点から換言すると、日本における法廷通訳は、日本というマクロコンテクスト（法律、社会・文化体系、信条）が相互行為というミクロなレベルで前提的に指標される出来事に参加する通訳であり、会議やビジネスなどの場に比べて、日本という特定の社会の規範がより支配的に投影され、より制度化された場の制御を受けている通訳（cf. Pöchhaker, 2004, p. 15）と捉えることができる。

4. 談話収集の方法

本研究では、法廷における録音が法律によって禁止されているため、刑事法廷参加者（裁判官・弁護士・通訳人）へのインタビューと、傍聴席からのスペイン語の通訳人を介した刑事法廷観察記録（6件）を分析データとした。インタビューは2005年3月～2006年6月までの期間に関東、中部、関西地方の裁判官4名、弁護士7名、通訳人（英語、スペイン語、ペルシャ語、インドネシア語、中国語）12名の協力を得て非構造化インタビューを実施し、通訳を介した法廷での出来事や通訳人の役割に関して自由な語りがなされた。本稿では、このうち裁判官4名のインタビューとスペイン語の通訳を介した法廷観察記録1件を取り上げ、分析を行なう。

5. 談話分析

まず、裁判官の談話分析では、現実との乖離を認識しつつも、導管フレームが法廷における規範的フレームとして作動しており、裁判官は通訳人の規範的役割を「導管」と位置づけていることが示される。次に、スペイン語通訳人の介在する法廷の観察記録の分析を通して、通訳人が法廷で展開する起点言語と目標言語の出来事の乖離を最小化するために、導管フレームで規定された規範的役割から逸脱し、補償的訳出を行なっている様子を明らかにする。

5.1 裁判官 A, B, C のフレーム

インタビューで裁判官に法廷通訳人の役割に関する3つの考え方[一つの言語から別の言語に逐語訳をする機械または導管、非裁判言語話者を同じ状況におかれた裁判言語話者の立場に可能な限り近づける役割、不利な立場にある非裁判言語話者を擁護する役割 (Hale, 2004, pp. 8-14)]を提示し、考えを尋ねた。

上記の質問に対して、裁判官 (A, B, C) は、基本的には通訳人は「導管」の役割を担うべきだとし、言語で語られたことのみを、通訳人の解釈を加えずそのまま訳出するべきであると述べている。また、話し方や表現の丁寧度が心証形成に影響を与えることを意識しており、スラングを上品な表現に改めて訳出したり (裁判官 A)、「そんなことはねえよ」と言っているのを「そんなことはありません」と訳出するのは困る (裁判官 B) とも語っている。外国語話者を日本語話者と同じ状況に置くの役割に関しては、裁判官 A は可能であれば好ましいが通訳人の能力に応じて問題が生じかねないとの危惧を次のように表明した。

「可能であれば一番好ましいわけですが、これを、その、問題は、その、通訳人の方が、判断して通訳するということになるわけですね。え、だからそうすると、その通訳人の能力等に応じてかなり問題が生じかねない場合も出てくるんじゃないかということ若干危惧して...」

この談話からまずわかるのは、裁判における判断主体は裁判官であり、通訳人は解釈・判断して訳出することは避けなければならない、通訳人は判断主体である裁判官のために、言われたことをそのまま訳出する「導管」であるべきだという考えである。この根底には、情報が透明な状態で、加工されずに通訳人という透明な「導管」を通して出てくることに法的信憑性 (legal evidentiality) が存在するという法イデオロギーが存在し、これはコミュニケーションの「導管モデル」に合致する。また、「通訳人の能力等に応じてかなり問題が生じかねない (略)」という発話からは、通訳人の主観、解釈、判断などを可能な限り排除した形での訳出 (導管モデル) が、法的公平さ、平等性という観点から望ましいとみなされていることが伺える。

つまり、通訳人が解釈した上で訳出した場合、原発言は操作されたものとなり、いわゆる伝聞的性質を帯びることになる。上記の裁判官の発話は、伝聞証拠は、証拠性・信憑性に欠けるため法廷では証拠として採用されないという、導管フレームと共通点を持つ法廷フレームに規定されているものである。また、この同じ発話は、通訳人の能力にばらつきがある現状を前提的に指標し、近代

法が「法の下での平等」「法の公平性」「公正としての正義」を普遍的かつ平等に保証するものであり、それらの理念が実践される場としての法廷を前提としている。これらを前提とする限り、裁判官という法廷における官職であり唯一の判断主体から見た場合、法律の規定や上述の法イデオロギーが法廷相互行為を制御している法廷というコンテキストでは、法廷通訳人の規範的役割は、「導管」にならざるをえないのであろう。

次に、裁判官 B が、非言語要素の訳出に関して言語で話されたことのみを訳出を期待すると語っている部分を抜粋して紹介する。この語りからも、言語を脱コンテキスト化し、命題内容のみを自身の解釈枠組みで解釈しようとする導管フレームによって規定された行為が見受けられる。

「我々としては、言葉で、ええ、表現されたこと以外いろんなことをみて判断してますので、ま、ああ、あ、そこ、ええ、これに対して通訳人に求めているのは、やっぱり言葉をどれだけ通じ、ええ、ま、ええ、ま、通訳して、あのう、そのあいだを、ええ、つなげていただけるかということ望んでいるわけであって、それ以上のことまで、それ以上のことは、ええ、こちらで、裁判官のほうでやるというふうな考えを持っておりますので...」

裁判官 B は、通訳人には言語で話されたことのみを訳出することを期待していると語っているが、これは、非言語要素の異文化性を排除し、異文化の非言語要素が前提的に指標するマクロコンテキストを捨象し、その結果、裁判官の解釈枠組みで、異文化の非言語要素が解釈されることを意味している。同時に、これは、身振りや視線やイントネーションなどのパラ言語等のコンテキスト要素から言語を脱コンテキスト化して捉えている言語観の表れであり、これも導管モデルに合致するコミュニケーション観である。また、言葉で語られたことのみを訳出を期待するということは、裏を返せば、異文化間コミュニケーションで問題となる文化的・語用論的前提として暗黙裡で理解され言語化されない事象に関するメタレベルの規範や、前提的に指標されるマクロコンテキストなどの異なりは意識されていないか、または、重要視されていないことを表している。つまり、裁判官が依拠するフレームは「導管フレーム」であり、通訳人の役割はメッセージの正確な伝達に限定されている。

次に、実際の法廷で導管フレームに依拠して心証形成を行っていた裁判官が、予期せず依拠していた導管フレームが崩壊するという出来事の体験を語っている部分を紹介する。

5.2 裁判官 D のフレーム

まず、裁判官 D のインタビューから一部を抜粋し紹介する。裁判官 D は、無意

識のうちに「(被告人は)ぶっきらぼうなしゃべり方(をする)」という心証を形成していた。ところが、通訳人が交替したことにより「同じ被告人がしゃべっているのに、結構丁寧な言い方になってる」ことに驚き、被告人の「話し方」だと認識していたのが実は通訳人の「話し方」の特徴によるものであったことに思いがけず気づかされ、それまで意識することなく依拠していた導管フレームが瓦解した体験を語っている。

「あのう、このあいだ、あのう、通訳人の方がちょっと病気になっちゃいまして、かわったんですね。あの、そしたらですね。あのう、こう、同じ被告人がしゃべっているのにですね、この、こないだまでは結構ぶっきらぼうなしゃべり方してたのにですね(笑)、あのう、こ、結構丁寧な、なんとかでございます、みたいな言い方になってしまいましたね。あれあれって思っ、アハハハハ。(中略)やっぱりむずかしいな、その辺の、そう、その話をしようと思ってた。あのう、むこうがどういう口のきき方してんのか…。あの、たとえば日本語だと聞いてれば、それに、話し方や、態度を見ても、ひとつの心証形成になっていいわけです。それが、ほんと、わからないですよ。」

裁判官 D は、通訳人を完全に透明な存在(導管)と捉え、通訳人自身の口から訳出の言葉が発せられているにもかかわらず、その発話的特徴や社会指標性による発話者のアイデンティティを被告人に帰属するものと認識していたようである。ところが、通訳人の突然の交代により、それまで形成されてきた心証が、実際は通訳人という他の参加者のアイデンティティが混在することにより形成されてきたという事実気づいた。すると、「あれあれっ…」という発話で示されているように、それまでの裁判官の解釈枠組みが崩壊し、心証形成のための合理的な判断・解釈ができなくなる状況に陥り、当惑している様子が示されている。

一般的に導管モデルでは、言語形式に意味が内包されているとみなす言語観を表している。ところが、「口のきき方」という表現からもわかるように、裁判官 D は、言語形式が命題内容を包含しているだけでなく、発話者のアイデンティティや態度を示す社会指標性をも包含していると捉える言語観を有していることが示唆されている点に注目する。これは、原発言の命題内容と社会指標性がそのまま通訳人という導管を通して、汚染されることなく裁判官側にもたらされるものだという通訳観を示している点で重要である。

上記の分析から、裁判官 D は言語の社会指標機能(丁寧度、レジスター、モダリティ表現等)に依拠して心証形成を行っており、命題内容の信憑性(evidentiality)を、同時に示される言語の社会指標性により評価・判断している

とみられる。つまり、裁判官が心証を形成する際、裁判官が抱いている社会言語学的ステレオタイプ⁸が心証形成を助けるイデオロギーとして作用している可能性があることが、このデータから読み取れる⁹。同時に、通訳を介したコミュニケーションでは、通訳人が透明な導管になりきることは不可能であることを実体験し、法イデオロギーである導管フレームが実践では崩壊してしまうことを認識するに至った裁判官も存在することが示された。

5.3 通訳人の補償的訳出行為

ここでは、観察記録のひとつから、通訳人が外国語と日本語談話の間のマクロコンテキストの差異を考慮に入れた補償的訳出を行っている事例を取り上げ、分析を行う。

まず、観察記録のコンテキストを説明する。ある地方裁判所において強制わいせつ被告事件の公判審理が全て終了し、結審する前に被告人は最後に述べておきたいことを言う機会を与えられた。被告人は「(被害者である) 林おじょうちゃん (la niña Hayashi) (仮名) には大変申し訳ないことをした」と被害者の姓を述べ謝罪した。その後、反省の気持ちや、この事件が教訓となったこと、2度と同じ間違いを繰り返さない誓いなどを述べた。それらを通訳人が逐語訳をした際、「被害者のお子さんには…」と訳出され、起点言語で明示的に述べられた被害者の姓は、訳出されなかった。以上のやりとりを記録したものを以下に示す。

【観察記録抜粋：強制わいせつ罪被告公判・西語通訳人】

裁判官：では、これで審理を終えることとなりますが、最後に何か言いたいことがあれば言ってください。

通訳人 A：【西語に訳出（聞き取り不能）】

被告人：Estoy muy..., siento muy arrepentido... contra la niña Hayashi [略]

[林(仮名)おじょうちゃん]

私はとても...、とても反省を感じています... 林おじょうちゃんに対して

通訳人 A：被害者のお子さんには申し訳ないことをしたと思います。[略]

注目したい箇所は、被告人が反省の気持ちを述べる際、被害者の個人名を出しているが、通訳人 A はそれを「被害者」と言い換えて訳出している点である。もし通訳人が導管として機能するならば「林さんのお子さん」とやはり個人名を使って訳出するはずである。しかし、そうせずに「被害者のお子さん」という訳出がなされた点に着目する。その上で、前提的に指標されるコンテキストが異なる西語談話と訳出の日本語談話が 2 重に生起していることを明らかにし、通訳人がこれらの 2 つの談話の差異を埋め、補償的訳出を行っている点について考察する(表 1)。

表1 通訳人による補償的訳出行為の事例

	西語談話	日本語（訳出）談話
社会文化的 コンテキスト	被害者の名前を読み上げない配慮 についてはコンテキスト化されて いない	「被害者の名前は読み上げない」
	呼びかけ、呼称の使用は「謝罪」 という行為の信憑性を高める	名指し行為は暴力的なイメージを 喚起
言われたこと	「 <u>林おじょうちゃん</u> に対して反省 している」	「 <u>被害者</u> のお子様に申し訳なく思っ ている」
なされたこと	西語の語用規範に準じた個人的 謝罪	法廷儀礼秩序に準じた公的な謝罪

通訳人 A は、後日行なったインタビューで、日本語談話では、起訴状朗読時に検察官より「被害者の名前は記載されているが未成年のため読み上げない」という慣例に即した申し入れがあったと語っている。よって、法廷では被害者のプライバシー保護、ならびに法廷や捜査段階における被害者の2次被害の防止といった社会的背景が前提的に指標され、通訳人を含む日本語談話参加者の行為を規定していると想定される。しかし、検察官のこの申し入れはスペイン語には訳出されなかったため、西語談話では出来事としては生じていないに等しく、コンテキスト化されていない。一方、一般的に、日本語の談話では言及対象を個人化する「名指し行為」は非社会的であり、暴力的な印象を与える可能性があり、聞き手に被告人が犯した暴力的な犯罪のイメージを想起させる可能性がある。ところが、西語の談話では「名指し行為」は、一般に固有名詞で指標された言及対象である個人に対する話し手の心的距離の近さを指標し、その結果、「謝罪」という行為の信憑性（evidentiality）を高める効果があるため、このような西語の語用規範が被告人の「謝罪」という行為を規定していた可能性が高いと思われる。

次に、通訳人 A は「言われたこと」のレベルを「林」という個人に言及する固有名詞から、「被害者」という集団を指す普通名詞にシフトさせて訳出しているが、これは、通訳人が西語と訳出の日本語談話が異なるコンテキストを指標していることを認識していることを示している。つまり、「言われたこと」をもう一方の談話で形式的に訳出すると、「なされたこと」のレベルでシフトが生じるリスクを認識しているのであろう。「言われたこと」や「なされたこと」は、そこにあるコンテキストだけではなく、社会・文化体系や文化的知識、信条などのマクロコンテキストにも照らし合わされ、「意味」が規定されたり、「解釈」がなされたりすると

いう出来事フレームに依拠し、2つの談話が異なるマクロコンテキストを有しているという前提で訳出行為を行っていると言える。同一の言語形式で「言われたこと」が、同じ法廷というコンテキストであっても、発話者である被告人と解釈者である裁判官はマクロコンテキストを共有していないため、裁判官のフレームでは、異なる「行為」がなされていると解釈され、話し手（この場合は被告人）が異なる社会指標性（アイデンティティ）でもって表出されたり、聞き手に、異なる語用論的效果がもたらされたりすることをも意識しているようである。

この点をより詳細に見ていくと、被告人のスペイン語の発言で、被害者の姓が明示的に述べられた談話では、被告人にオリゴ（コミュニケーションの中心）が置かれた「出来事フレーム」のもと、被害者への被告人の「個人的謝罪」という相互行為テキストが生起している。それが、通訳人が名詞句階層（Silverstein, 1976）でより指標性が低いカテゴリーの名詞句である「被害者」という人間名詞を用いて訳出を行なったことにより、被告人の「個人的謝罪行為」は、日本語談話の「儀礼的秩序」に合致した「法廷における被告人としての公的な謝罪」へとシフトする。つまり、ここで通訳人によってなされていることは、単なる「導管」としての役割を超えている。通訳人は、被告人を起点とする西語談話でなされていること（個人的謝罪）を、裁判官を絶対的な起点とする日本語談話で、ゴフマンの用語でいうところの等価な「敬意行為」（公的謝罪）が「法廷儀礼秩序」に準じた形で生起するように補償的訳出を行っており、そうすることによって、談話間の乖離を埋め、法廷における2重の談話の楔として機能している。

6. まとめ

本稿では、裁判官のインタビュー談話と法廷観察記録を、導管と出来事の2つのコミュニケーションモデルから生起するフレームの枠組みで談話分析を行なった。通訳を介した法廷相互行為を導管モデルと出来事モデルから生起するフレームで記述し、要約したものが表2である。

裁判官の談話分析からは、まず、導管フレームが通訳人の規範的役割を規定するフレームとして法廷で生起していることが示され、次に、法廷実践において、通訳人を導管とみなすことが現実と乖離していることが裁判官にも意識されている場合があることが明らかになった。

現実との乖離を認めながらも、通訳人を「導管」とみなすフレームが支配的であるのは、おもに近代の司法の使命である「法的公平さ」や「伝聞性の排除」、法世界の枠組みでは正式参加者ではない通訳人の介在を消すことによる「信頼性」や「正確性」の確保等の法イデオロギーが導管モデルと共通点を有しているためであることが示唆された。また、通訳人にとっても、透明な存在と位置づけられることにより、相互行為の結果の責任を負わされることはなく、安全な立場を保

表2 通訳を介した法廷相互行為のフレーム

	導管モデル	出来事モデル
通訳人の位置づけ	見えない存在、導管、翻訳機械、黒子（黒衣）、非参与者	見える存在、コミュニケーションの主体
通訳観	言語コード変換 「語られたこと」の伝達 日本語談話＝訳出された談話	新たな相互行為 「語られたこと」と「なされたこと」 2種類の談話
言語観	言語形式が意味を内包 コンテキストは捨象 同一言語の使用＝同一の解釈 言及指示機能重視	意味はコンテキストに照らし合わせて規定される 同一言語を使用しても、コンテキストにより解釈は異なる 言及指示機能と社会指標性（相互行為）
コミュニケーション観	脱コンテキストされた機械的な類型 語られたことにより成立 裁判官を基点にコミュニケーションは展開	コンテキスト依存性が高く、動的、連鎖的な現象 語られたことと語られずに前提化されたことにより成立 コミュニケーションの基点は動的にシフト
その他	「法の下での平等」の確保、法廷儀礼秩序の維持などの法イデオロギー	

持することができるというメリットがある。逆に、出来事モデルでは、通訳人はコミュニケーションの「主体」（行為者）であり、訳出により新たな相互行為を生起させ、コミュニケーションの進行を司る権力を握る存在になりうるため、裁判の主参与者であると認識している法律家にとって、法廷儀礼秩序を脅かす存在となりうる。同時に通訳人も他の参与者と同様に相互行為参与者としての社会的責任が負わされるといった理由が想定される。

通訳人の補償的訳出行為の分析から、異文化コミュニケーションでは言語で語られない前提やマクロコンテキストなどがいかにコミュニケーションを規定し、「言われたこと」や「なされたこと」の解釈に影響を与えているかが示された。また、法廷通訳人は規範的役割である「導管」として機能するべきだとは意識していても、現実には語られたことのみ訳出では不十分であると感じ、ただ一人

両方の相互行為に参加する者として、コンテキストの差異を考慮した相互行為のレベルにおける補償的訳出を行なっていることが示唆された。

本稿で取り上げた事例は限定的であり、検察官や弁護士、被告人などの他の法廷参加者の視点は含まれていない。また、裁判官が筆者に語った通訳観、言語観、コミュニケーション観のどこまでが私人としての本音であり、どこまでが公人としての建前であるのか線引きが困難である。しかし、少なくとも、本稿は導管モデルという法廷における通訳人の規範的役割モデルが、実践では崩壊し、出来事モデルで示される現象が起きていること、この規範と実践の乖離に関しては参加者に程度の差はあれ意識されていること、出来事モデルによって示されるコンテキストが異なる2種類の談話の唯一の参加者として通訳人を位置づけることにより、コミュニケーションは言語で明示的に語られないことに支配されているという異文化コミュニケーションの視点が、法廷通訳人の役割を新たに定義するために有益であることが示唆された。

著者紹介：吉田 理加 (YOSHIDA Rika) 西語通訳者、日本語・西語講師。立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科博士前期課程修了、同後期課程在学中。言語人類学、社会言語学、異文化コミュニケーション等から法廷通訳を含むコミュニティ通訳研究に取り組んでいる。

【註】

1. オースティン、サール、グライスなどによって提唱された発話行為理論や推意の理論などに代表される、いわゆる英米系ミクロ語用論のことを指す。
2. 本稿では「コミュニケーション」「相互行為」「談話」「発話出来事」「語用」等、異なる学術分野で用いられる用語を、ほぼ同義で用い、厳密な区別を設けない。
3. 法廷で通訳を命じられた者は通訳人と呼ばれる。本稿で「通訳人」は、法廷における通訳者の役割を担っている者のことを指し、「通訳者」は一般的な意味での通訳者のことを指す。なお、本稿ではインタビューの協力者や観察記録の登場人物に言及する際、通常の役職や職業を示す「判事」「検事」「弁護士」「法廷通訳者」の代わりに、法廷における役割である「裁判官」「検察官」「弁護士」「通訳人」を用いることにする。
4. 異文化コミュニケーション学とは、異文化間で行われる相互行為を集中的に研究する学であり、今日では、そこで言う「文化」は、民族的あるいは国民的なものだけでなく、ジェンダー、職業、地域、世代など多様なものを包摂するという理解が主流である。したがって、本稿でもこれに倣い、民族・国家間、地域間、職業間など、異

なった社会集団の間で行われる相互行為を、すべて「異文化コミュニケーション」と呼ぶ。

5. 出来事モデルに関するより詳細な記述は、Hymes (1964, 1972), Silverstein (1992), 小山 (2005), Duranti (1997) 等を参照願いたい。
6. 指標性について Hanks (2001, p. 119) は次のように簡潔に定義している。「自然言語発話の広汎なコンテキスト依存性のことであり、地域なまり（話し手のアイデンティティを指標）、言語エチケット（敬意・品行の印）、代名詞 (I, you, we, he, 等)、指示詞 (this, that)、直示的副詞 (here, there, now, then) の言及指示的用法や時制を含む」。[日本語訳引用者]
7. 例えば、ドイツのあるテレビ番組で、当初、親しい間柄を指標する *du* で互いを呼び合っていた2人が、途中からフォーマルで疎遠な間柄を指標する *Sie* を使うようになった事例がメイ (2005, pp. 73-4) で紹介されている。*Sie* がフォーマルで疎遠な間柄を示すという語用論的規則が、「前提的指標」にあたるもので、実際に *Sie* が談話で用いられ、相手との関係を疎遠なものとして指標し、談話のコンテキストを変貌させる効果が「創出的指標」である。
8. 「このタイプ（階級、民族、ジェンダー等）の人々はこのように話すものだ」という範疇的な信条（小山, 2005, p. 49）のこと。
9. 裁判官が被告人の言語的特徴に依拠して、その人格や知的・教育レベルを測ることがあるという報告が、Philips (1998) によってなされているので、参考までに紹介する。事件と明示的な関係を有さない被告人の身上等に関して裁判官が質問することは頻繁に起きることであるし、検察官や弁護人も情状として言及することが多い。Philips (1998) は、裁判官は、裁判の冒頭に被告人に身上に関する質問をするが、これは米国では法律上必要な手続きではなく、被告人の受け答えの仕方或使用する言語レジスターから裁判官が被告人の教育レベルや知的水準を測り、裁判手続きで、被告人の理解がどの程度得られるかの目安にしているようだと言及している。また、このことは、裁判官が教育レベルと知的水準を言語レジスターなどの社会指標性と関連させて考えており、一種の社会言語学的ステレオタイプに依拠した関連付けがなされていることを示唆していると分析している。Philips (1998) が示唆しているとおおり、直接犯罪事実と関係しないことに関する被告人との相互行為において、被告人が法曹三者の期待通りの、法廷儀礼秩序を守った応答をすることにより、法曹三者の解釈枠組みにおいて法廷談話は結束性のある「テキスト」として生成されていく。しかし、被告人の応答が法曹三者（特に裁判官）にとって結束性のある「テキスト」を構成していないと認識された場合、その非は被告人の誠実さや知的能力等の人格にあると判断され、裁判過程全体における相互行為を解釈する前提として作用し続ける可能性があることが指摘されている。

【参考文献】

- Austin, J. L. (1975). *How to do things with words* (2nd ed.). Oxford: Clarendon Press.
- Angelelli, C. (2000). Interpretation as a communicative event: A look through Hymes' lenses. *Meta*, vol. 45-4. Retrieved October 30, 2005 from <http://www.erudit.org/r/evue/meta/2000/v45/n4/index.html>
- Angelelli, C. (2004). *Revising the interpreter's role: A study of conference, court, and medical interpreters in Canada, Mexico and the United States*. Amsterdam: John Benjamins.
- Berk-Seligson, S. (2002). *The bilingual courtroom*. Chicago: University of Chicago Press.
- Duranti, A. (1997). *Linguistic anthropology*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Goffman, E. (1974). *Frame analysis: An essay on the organization of experience*. New York: Harper & Row.
- Goffman, E. (1981). *Forms of talk*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Goffman, E. (1990). *The presentation of self in everyday life*. New York: Anchor Book.
- Hale, S. B. (2004). *The discourse of court interpreting: Discourse practices of the law, the witness and the interpreter*. Amsterdam: John Benjamins.
- Hanks, W. (2001). Indexicality. In A. Duranti (Ed.), *Key terms in language and culture* (pp. 119-121). Malden, MA: Blackwell.
- Hymes, D. (1964). Introduction: Toward ethnographies of communication. In J. J. Gumperz, & D. Hymes (Eds.), *The ethnography of communication* (pp. 1-34). Washington, DC: Special issue of *American Anthropologist*.
- Hymes, D. (1972). Models of the interaction of language and social life. In J. J. Gumperz, & D. Hymes (Eds.), *Directions in sociolinguistics: The ethnography of communication* (pp. 35-71). New York: Holt, Rinehart & Winston.
- Hymes, D. (1974). *Foundations in sociolinguistics: An ethnographic approach*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Jakobson, R. (1960). Closing statement: Linguistics and poetics. In T. A. Sebeok, (Ed.), *Style in language* (pp. 350-377). Cambridge, MA: MIT Press.
- Laster, K. & Taylor, V. (1994). *Interpreters & the legal system*. Leichhardt: The Federation Press.
- Morris, R. (1995). The moral dilemmas of court interpreting. *The Translator*, 1 (1), 25-46.
- Philips, S. U. (1998). *Ideology in the language of judges: How judges practice law, politics, and courtroom control*. New York: Oxford University Press.
- Pöchhacker, F. (2004). *Introducing interpreting studies*. New York: Routledge.
- Reddy, M. (1979). The conduit metaphor: A case of frame conflict in our language about language. In A. Ortony (Ed.), *Metaphor and thought* (pp. 284-324). Cambridge: Cambridge University Press.
- Roy, C.B. (2000). *Interpreting as a discourse process*, New York: Oxford University Press.

- Silverstein, M. (1976). Shifters, linguistic categories, and cultural description. In K. H. Basso, & H. A. Selby (Eds.), *Meaning in anthropology* (pp. 11-55). Albuquerque, NM: University of New Mexico Press.
- Silverstein, M. (1992). The indeterminacy of contextualization: When is enough enough? In P. Auer, & A. di Luzio (Eds.), *The contextualization of language* (pp. 55-76). Amsterdam: John Benjamins.
- Wadensjö, C. (1998). *Interpreting as interaction*. New York: Longman.
- 小山亘 (2005) 「社会と指標の言語：構造論、方言論、イデオロギー論の統一場としての史的会話用論」片桐恭弘・片岡邦好（編）『講座社会言語科学第5巻社会・行動システム』（pp. 40-53）ひつじ書房
- 小山亘 (2006) 「書評 Masako K. Hiraga（平賀正子著）*Metaphor and iconicity: A cognitive approach to analyzing texts*.（メタファーと類像性：認知論的テキスト分析）」『異文化コミュニケーション論集』第4号，185-188頁．立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科
- メイ，J・L (2005) 『批判的会話用論入門 社会と文化の言語』（小山亘・訳）三元社〔原著：Mey, J. L. (2001). *Pragmatics: An introduction* (2nd ed.). Oxford: Blackwell〕.
- 鳥飼玖美子 (2007) 『通訳者と戦後日米外交』みすず書房